

## アメリカ CBO による移民推計の上方修正と経済への示唆

1. アメリカ議会予算局(CBO)による最新(2024 年)のアメリカ人口動態見通しに注目が集まっている。本見通しでは、2022 年~26 年にかけての人口成長率の推計が、昨年の公表値から大幅に上方修正されている。この推計を前提とすれば、同期間のアメリカの潜在成長率がこれまで想定されていたものよりも高くなることに加え、感染症拡大以降、アメリカ雇用統計における事業所調査及び家計調査の雇用者数水準間の乖離幅が拡大してきていることの影響など、アメリカ経済に対して様々な示唆が与えられる。本稿ではまず、CBO による人口動態見通しの上方修正の詳細及びその背景を確認する。そのうえで、アメリカの潜在成長率及び雇用統計を取り上げ、今回の上方修正がアメリカ経済にどのような含意を持つか、議論する。
2. 一国における人口の変動には出生数と死亡数の差による「自然増減」と、外国人の流入数と自国民の流出数との差による「社会増減」<sup>1</sup>の側面がある。すなわち人口成長は、 $\{(出生数)-(死亡数)\}+(移民純流入)$ で定義され、CBO はそれぞれの項目ごとに推計し、足し合わせることで人口成長についての見通しを作成している。図1は、2024 年公表の人口成長率見通しとその内訳、及び 2023 年公表の人口成長率見通しを示しているが、2022 年~26 年までの人口成長率見通しが昨年公表時点よりも大幅に上方修正されていることがわかる。また、人口成長率見通しの修正幅を、その内訳項目の寄与別に確認すると(図2)、そのほとんどが移民純流入の上方修正によるものとなっている。CBO の推計における移民純流入は、永住権取得者及び申請資格者、INA 非移民、その他の外国人、の3つのカテゴリーに分けられる<sup>2</sup>。永住権取得者及び申請資格者とは、永住権取得者(グリーンカード取得者)に加え、亡命者や難民など、永住権の申請資格がある人が含まれる。INA 非移民は、移民及び国籍法(INA)<sup>3</sup>に基づき入国を許可された人を指し、学生や短期労働者などが含まれる。その他の外国人は、前述した2つのカテゴリーに属さない、すなわち永住権取得者や亡命者、短期労働者などではないが、アメリカ国内にいる人々が含まれ、CBO は例として、不法にアメリカに入国した人や、仮入国を許可され移民裁判所での手続きを待っている人を挙げている<sup>4</sup>。図3は、2023 年、24 年の CBO による各項目の推計値を示しているが、永住権取得者及び申請資格者と INA 非移民の推計及び見通しは概ね据え置かれている一方で、その他の外国人が大幅に上方修正されていることがわかる。
3. その他の外国人の純流入推計を大幅に上方修正した背景について CBO は、アメリカ国土安全保障省(DHS)、及びアメリカ商務省センサス局(以下、センサス局)のデータから、アメリカへの移民流入が感染症拡大前よりも増加している可能性があるためとしている<sup>5</sup>。ここで、DHS の税関・国境取締局(CBP)が公表しているアメリカ国境における入国希望者との遭遇データ<sup>6</sup>を見ると(図4)、2021 会計年度以降の遭遇数が

<sup>1</sup> 本稿では、CBO の定義に倣い、外国人の流入数と自国民の流出数との差を移民純流入とする。

<sup>2</sup> 2023 年以前は、合法的な永住者、合法的な一時滞在者、法的地位のない外国生まれの人、の分類となっていた。CBO (2023a)によれば、法的地位のない外国生まれの人とは、一般的に連邦政府のプログラムを受ける資格がない者、及び連邦政府のプログラムを受ける資格が制限されている合法的な一時的な居住者とされている。

<sup>3</sup> Immigration and Nationality Act of 1952. 非移民ビザの根拠法令の一つ。

<sup>4</sup> CBO は他にも、以前に一時的な資格で合法的に米国に居住していたが、その合法的資格が失効した後も米国に留まっている人々も、その他の外国人のカテゴリーに含まれるとしている。

<sup>5</sup> その他の外国人の純流入を推計するにあたって、CBO は、(1)DHS、(2)センサス局、それぞれのデータに基づいた2つの方法で算出し、両者を総合的に勘案している。2023 年のその他の外国人の純流入について、(1)に基づき、(A)公式の入国地点ではない地点で CBP 職員によって入国が許可された人(110 万人)、(B)公式の入国地点で CBP 職員によって入国が許可された人(90 万人)、(C)CBP 職員に会わずに入国した人(86 万人)、(D)一時的な資格で合法的に入国したが滞在期間を超過した人(43 万人)をそれぞれ推計して足し上げ、そこから永住権を取得したとされる人(66 万人)を差し引くことで、その他の外国人の純流入を 250 万人と推計している。(2)については、センサス局が公表する外国生まれの人の割合のデータに CBO が独自に調整を行い、220 万人と推計している。

<sup>6</sup> 遭遇データには、アメリカ国境警備隊(USBP)によるタイトル 8(合衆国法律集(USC)第8章:行政府に対して、許可なく米国に入国した者および米国滞在の法的根拠を確立できない者を国外退去させることに加え、将来的な移民手続きも禁じるな

感染症拡大前と比較して大幅に増加していることがわかる。こうした状況を踏まえ、その他の外国人の純流入推計、ひいては人口成長率が大きく上方修正されている。なお、その他の外国人の純流入の先行きについて、図1、図3(2)に示されたように、CBOはこのカテゴリーの流入拡大は一時的なものであると見ているものの、「その他の外国人の流入推計は特に不確実性が高く、今後も最新のデータを引き続き評価していく」と言及している。

4. 移民純流入の拡大を主因とする人口動態見通しの上方修正を反映して、CBO は、2030 年頃までのアメリカの潜在成長率を上方修正した。この結果、2020 年代半ばのアメリカの潜在成長率は 1.8%程度から 2.2%程度に修正されている(図 5(1))。潜在成長率の修正幅の内訳をみると(図 5(2))、同期間の労働生産性の寄与が小幅に下方修正<sup>7</sup>される一方で、移民純流入の拡大を背景とした労働投入寄与の大幅な上方修正により、潜在成長率が押し上げられており、供給力の高まりに伴い、より高い経済成長を実現できると想定されている。
5. CBOの人口成長率の上方修正は、労働市場の分析にとっても大きな示唆がある。図 6 はアメリカ労働省が公表している事業所調査雇用者数と概念調整後の家計調査雇用者数<sup>8</sup> の差を示しているが、感染症拡大後にその幅が徐々に拡大していることがわかる。この乖離について、Edelberg and Watson (2024)では、家計調査における雇用者数の推計の基となっているセンサス局の人口推計が感染症拡大後の移民の純流入の拡大を十分に勘案できておらず<sup>9</sup>、結果として家計調査の雇用者数が実態<sup>10</sup> よりも低く見積もられている可能性がある<sup>11</sup>と指摘している。実際に 2023 年時点のセンサス局の人口推計と CBO の推計、及びアメリカ社会保障局(SSA)の推計<sup>11</sup>を比較すると、センサス局の 2023 年における前年からの人口の増加幅の推計(160 万人)が、CBO(330 万人)、また SSA(180 万人)よりも低く見積もられていることがわかる(図 7)。
6. 以上見てきたように、人口成長の前提が変われば、雇用、ひいては経済の見通しに大きな影響を及ぼすが、CBO (2024a)、SSA (2023)ともに、移民の推計には高い不確実性が伴うことを指摘しており、その動向は流動的なものとなっている。アメリカの移民動向については引き続き注意深く見ていく必要がある。

どの権限を与えている)に基づく逮捕、税関・国境取締局業務部(OFO:Office of Field Operations)によるタイトル 8 に基づく入国拒否、タイトル 42(USC 第 42 章:行政府に対して、外国からの入国者を經由した感染症防止のために移民の入国を制限する権限を与えている)に基づく追放が含まれる。なお、タイトル 42 に基づく追放は 2020 年3月 21 日に始まり、2023 年5月 11 日に終了している。

<sup>7</sup> CBO (2024b)では、同期間の労働生産性の下方修正の背景については言及していないが、同見通しでは、2023 年、24 年、25 年の 10 年実質金利が 2023 年時点の見通しよりも上方修正されており、借入れコストの上昇による設備投資の鈍化を受けた労働生産性の伸びの鈍化を見込んでいる可能性がある。

<sup>8</sup> アメリカ雇用統計における事業所調査と家計調査の雇用者数水準は、それぞれの調査が「雇用者」と定義する範囲が異なっていることなどから単純には比較できず、その推移が両者で若干異なることは珍しいことではない。概念調整後の家計調査雇用者数とは、家計調査の雇用者数を事業所調査の「雇用者」の概念に合わせて調整したものであり、家計調査の雇用者数から農業関連雇用者、非法人の自営業者、家族経営企業で働く無給の家族労働者、家事手伝いなど家庭生活支援サービスに従事する労働者、無給休暇中の非農業部門労働者を差し引き、複数の勤め先に勤める労働者、を追加したものとなっている。

<sup>9</sup> Census (2023)によれば、センサス局の当年の移民推計は前年の American Community Survey(ACS)に基づいて推計されている。

<sup>10</sup> 事業所調査における雇用者数は、雇用統計調査対象期間に労働への対価が支払われた人数であり、CBOの推計におけるその他の外国人の人々の一部(合法の範囲内での入国者)も雇用者数に含まれると考えられる。

<sup>11</sup> SSA は移民純流入の推計の際に、(1)永住権を取得した移民、(2)米国民の国外への移住、(3)永住権取得以外の移民、(4)永住権取得者以外の国外への移住、の4つのカテゴリーをそれぞれ推計し、足し合わせて作成している。SSA(2023)では、2023 年、24 年における(3)の流入は、感染症拡大下で減少した 2020 年、21 年の分を取り戻す形で増加すると見込んでいる。

図1 CBOの人口成長率見通し

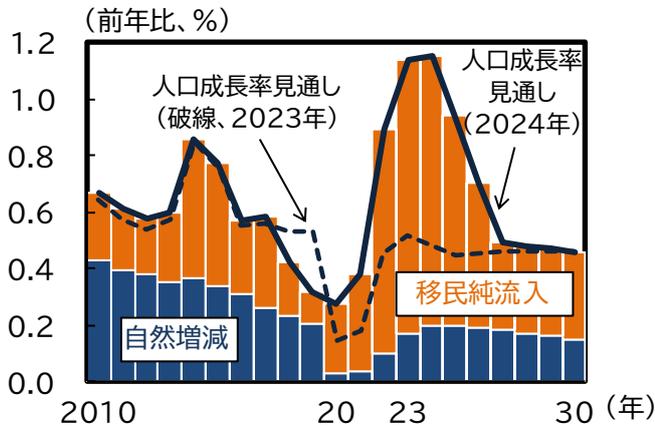


図2 CBOの人口成長率見通しの修正幅と内訳項目の寄与

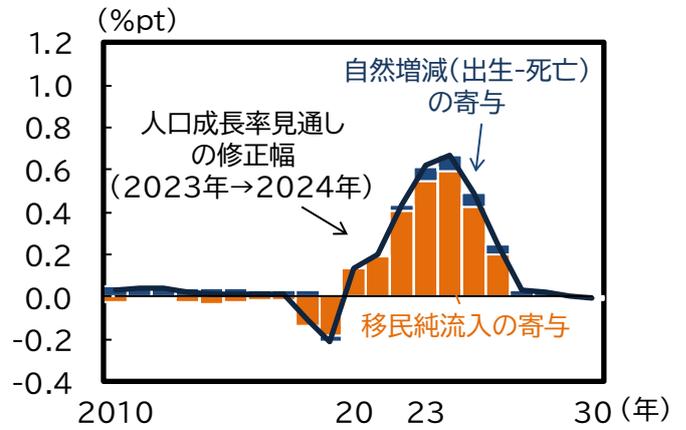
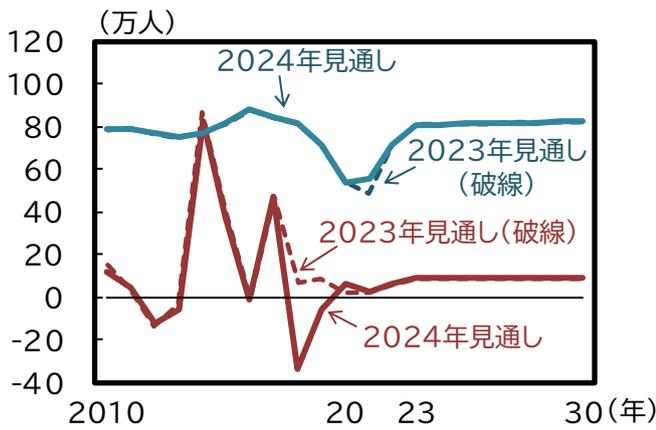


図3 移民純流入推計(カテゴリー別)

(1) 永住権取得者及び申請資格者(水色)及び INA 非移民(赤色)の純流入



(2) (1)に含まれない移民純流入

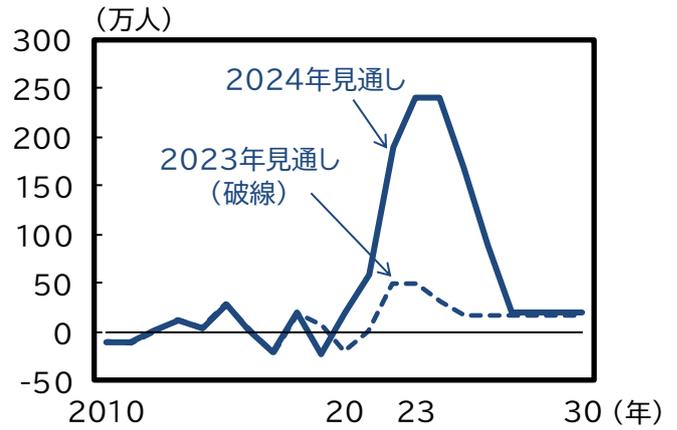
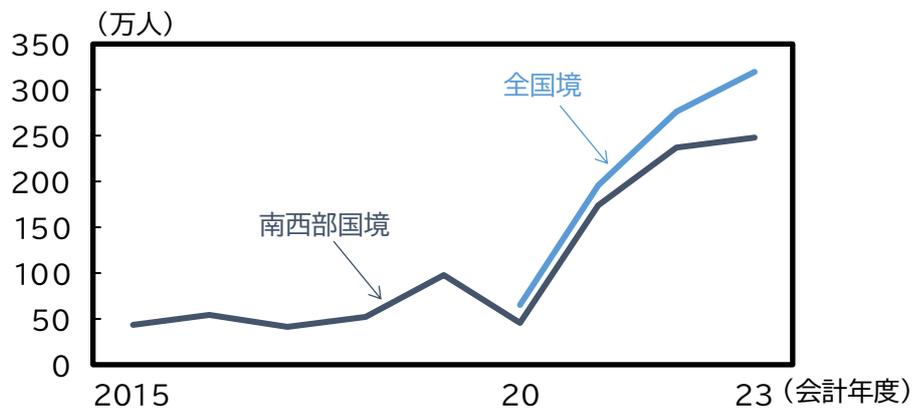


図4 アメリカ国境における入国希望者との遭遇(Encounters)(※)データ



(※)遭遇データには、アメリカ国境警備隊によるタイトル8に基づく逮捕、税関・国境取締局業務部によるタイトル8に基づく入国拒否、タイトル42に基づく追放が含まれる。詳しくは本文脚注6参照。

図5 CBOのアメリカ潜在成長率推計

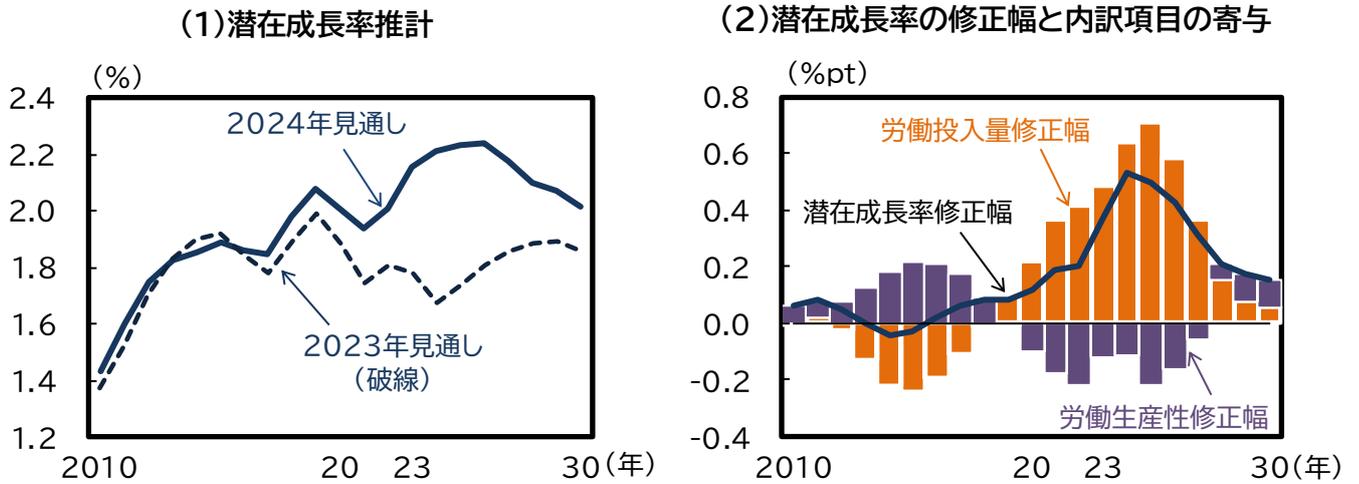


図6 アメリカ雇用統計における  
事業所調査と家計調査の雇用者数水準の差

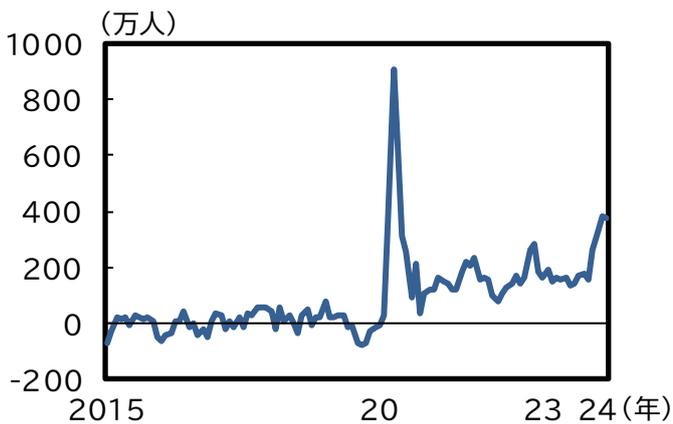
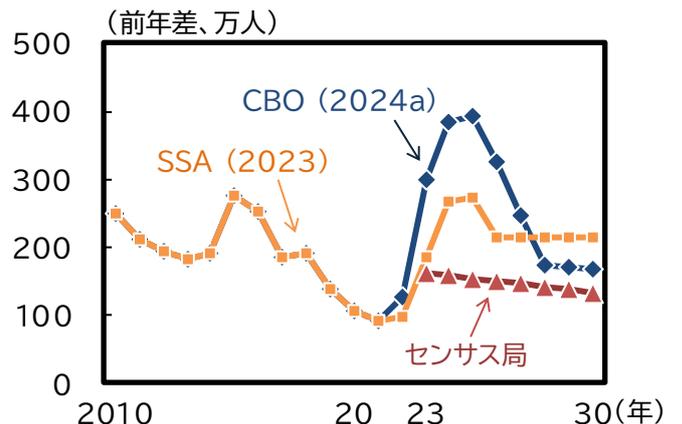


図7 各機関による  
人口成長見通し(前年からの増加幅)



(備考)

1. 図1、図2、図3はCBO (2023a)、CBO (2024a)により作成。図3(2)は、2023年見通しについては法的地位のない外国生まれの人、2024年見通しについてはその他の外国人。
2. 図4はCBPにより作成。アメリカの会計年度は当年の前年10月から当年9月まで。
3. 図5はCBO (2023b)、CBO (2024b)により作成。
4. 図6はアメリカ労働省により作成。
5. 図7はCBO (2024a)、SSA (2023)、センサス局により作成。

(参考文献)

Census Bureau [2023] *Methodology for the United States population estimates: vintage 2023*, December 2023.

Congressional Budget Office [2023a] *The Demographic Outlook: 2023 to 2053*, January 2023.

Congressional Budget Office [2023b] *The 2023 Long-Term Budget Outlook*, June 2023.

Congressional Budget Office [2024a] *The Demographic Outlook: 2024 to 2054*, January 2024.

Congressional Budget Office [2024b] *The Long-Term Budget Outlook: 2024 to 2054*, March 2024.

Edelberg and Watson [2024] *New immigration estimates help make sense of the pace of employment*, March 2024.

Social Security Administration [2023] *The 2023 Annual Report of the Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds*, December 2023.

担当:内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(海外担当)付  
政策調査員 高原 滉平(直通 03-6257-1581)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。